

# ポッチャ用具貸出基準

## 1 目的

五泉市内のポッチャの普及促進を図ることを目的にポッチャ用具の貸出をすることとする。

## 2 貸出対象者

貸出の対象者は、五泉市内に住所を有する個人または団体とする。ただし、五泉市が有する施設でポッチャ用具を使用する場合は、この限りではない。

## 3 貸出対象物品

五泉市教育委員会スポーツ推進課の備品のポッチャボールセット、ポッチャレクリエーション用コート及びランプとする。

## 4 貸出期間

五泉市の事業に支障のない時期に限り貸し出すものとし、貸出期間は1週間以内を原則とする。

## 5 貸出申込

- ①用具の貸出を受けようとする者は、五泉市教育委員会スポーツ推進課へ別紙申込書を提出し、貸出を受けるものとする。
- ②貸出申込は、貸出を受ける日の2か月前の月初から3日前までとする。

## 6 使用場所

ポッチャ用具を使用する場所は市内の次に掲げる屋内施設とする。ただし、通常土足で使用する場所を除く。

- ①五泉市が有する施設
- ②幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育所及び事業所内保育所
- ③高等学校及び特別支援学校
- ④高齢者福祉施設
- ⑤障害者支援施設
- ⑥町内会館等

## 7 禁止事項

- ①貸出用具の転貸
- ②営利を目的としたイベント等での使用
- ③本来の目的から逸脱した使用

## 8 使用料

使用料は無料とする。

## 9 紛失破損

貸出を受けた用具が、借用者によって紛失または破損した場合は、原則として借用者の負担で復旧するものとする。

## 10 事故の免責

用具の使用中に発生した、いかなる事故及び傷病に対する責任を五泉市は負わないものとする。

## 11 その他

この基準に定めのない事項は、都度協議のうえ決定する。